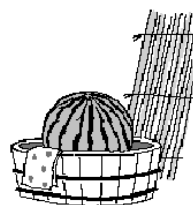


仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp



今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

7/19(月) 先負 土用
20(火) 仏滅
21(水) 大安
22(木) 赤口 海の日、大暑、G20環境相会合(イタリア)
23(金) 先勝 スポーツの日、東京オリンピック開会式(～8月8日)
24(土) 友引
25(日) 先負

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
7/12(月)	28,569 △629	110.04 ▼0.03
13(火)	28,718 △149	110.36 ▼0.32
14(水)	28,608 ▼110	110.50 ▼0.14
15(木)	28,279 ▼329	109.77 △0.73
16(金)	28,003 ▼276	110.16 ▼0.39

抜本的に見直される電子帳簿保存法

経済社会のデジタル化を踏まえ、令和3年度税制改正において電子帳簿保存法の抜本的な見直しが行われました(令和4年1月1日から施行)。

◆令和3年度税制改正による主な見直しは

電子帳簿保存法とは、国税関係帳簿書類を一定要件の下、電子データで保存できることや、電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めたもので、①電子帳簿等保存(電子的に作成した国税関係帳簿書類をデータのまま保存)、②スキャナ保存(紙で受領・作成した領収書等の書類を画像データで保存)、③電子取引(電子的に授受した取引情報を一定方法により保存)の3種類に区分されています。

改正による主な見直しは次のとおりです(既に承認を受けて電子保存を行っている方が改正後の要件で保存を行う場合は承認の取りやめ手続が必要)。

①電子帳簿等保存……* 税務署長の事前承認を廃止、* モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限る)もデータのまま保存等が可能、* 一定要件を満たす優良な電子帳簿に対する過少申告加算税の軽減措置が設けられます。

②スキャナ保存……* 税務署長の事前承認を廃止、* タイムスタンプの付与期間を約2ヵ月以内とし、書類の受領者等がスキャナで読み取る際の自署を不要とするなど要件を緩和、* 適正事務処理要件(相互けん制、定期的な検査等)を廃止、* データの改ざん等に対する重加算税の加重措置、など。

③電子取引……* タイムスタンプの付与期間を2ヵ月以内とするなど要件を緩和、* 取引情報に係るデータを出力した書面等で保存する措置を廃止、など。

■この記事の詳細は、情報BOX201527

令和3年度地域別最低賃金の引上げ目安は

毎年10月頃に改定される地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会が各都道府県の地方審議会における審議の参考として、改定額の「目安」を提示していますが、令和3年度の目安は、全都道府県において28円の引上げ(引上げ率3.1%)となり、過去最高額の引上げ目安となりました。

今後、この目安をもとに各地方審議会において審議が行われ、改定額が決定されますが、目安どおりに改定された場合、全国加重平均で時給930円となります。

なお、令和2年度では新型コロナによる経済・雇用の影響等を踏まえ目安を示さず、最低賃金の引上げ率は0.1%(1円)でした。

月次支援金の対象月に8月分が追加

本年4月以降の緊急事態措置等に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて、月間売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対する月次支援金(法人20万円/月、個人10万円/月が上限)について、対象月に8月分が追加され、4～8月分が対象となりました。

現在、4～6月分の申請(4・5月分は8月15日、6月分は8月31日まで)が行われおり、7月分は8月1日、8月分は9月1日から申請できます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和3年度税制改正により抜本的に見直された「電子帳簿保存法」

経済社会のデジタル化を踏まえ、令和3年度税制改正において電子帳簿保存法の改正が行われ、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等が抜本的に見直されました（令和4年1月1日施行）。

電子帳簿保存法上、電磁的記録（電子データ）による保存は、電子帳簿等保存（電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存）、スキャナ保存（紙で受領・作成した書類を画像データで保存）、電子取引（電子的に授受した取引情報をデータで保存）の3種類に区分されており、具体的な改正内容はそれぞれ以下のとおりです。

※施行日（令和4年1月1日）前に承認を受けて電磁的記録による保存等を行っている方が、改正後の要件により保存等を行う場合、原則として承認を取りやめる一定の手続が必要となります。

◆電子帳簿等保存（区分①）に関する改正事項

◎税務署長の事前承認制度の廃止（令和4年1月1日以後に備付け又は保存する帳簿書類に適用）

これまで電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事前承認は不要とされました。

◎保存要件の緩和（令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿に適用）

検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムがない電子帳簿でも、システム関係書類等の備付けや、保存場所に電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルの備付け等の最低限の要件を満たす場合は、電磁的記録による保存等が可能となります。

◎優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置（令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税に適用）

一定の国税関係帳簿について優良な電子帳簿（改正前の保存要件を満たす帳簿）の備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ税務署長に提出している保存義務者は、その国税関係帳簿の事項に関して申告漏れがあった場合に、過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（隠蔽又は仮装された事実がある場合は適用なし）。

◆スキャナ保存（区分②）に関する改正事項

◎税務署長の事前承認制度の廃止（令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存に適用）

上記の電子帳簿等保存と同様に事前承認が不要とされました。

◎タイムスタンプ要件、検索要件等の緩和（令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存に適用）

- (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様に、最長約2ヵ月以内とされました。
- (2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるクラウド等（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む）において、入力期間内に電磁的記録の保存を行ったことが確認できるときは、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。
- (4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせる条件を設定できる機能の確保が不要となりました。

◎適正事務処理要件の廃止（令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存に適用）

相互けんせい、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等が廃止されました。

◎不正に対する重加算税の加重措置（令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税に適用）

スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽又は仮装された事実があった場合は、申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

◆電子取引（区分③）に関する改正事項

◎タイムスタンプ要件、検索要件の緩和（令和4年1月1日以後に行う電子取引に適用）

上記のスキャナ保存の改正に関するタイムスタンプ要件等の緩和の(1)と(4)と同様の改正が行われたほか、基準期間の売上高が1,000万円以下である小規模な事業者について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

◎出力書面による保存措置の廃止（令和4年1月1日以後に行う電子取引に適用）

電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は廃止となります。

◎不正に対する重加算税の加重措置（令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税に適用）

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽又は仮装された事実があった場合は、申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。